

# 福祉と住宅の連携による居住支援

---

令和5年11月1日

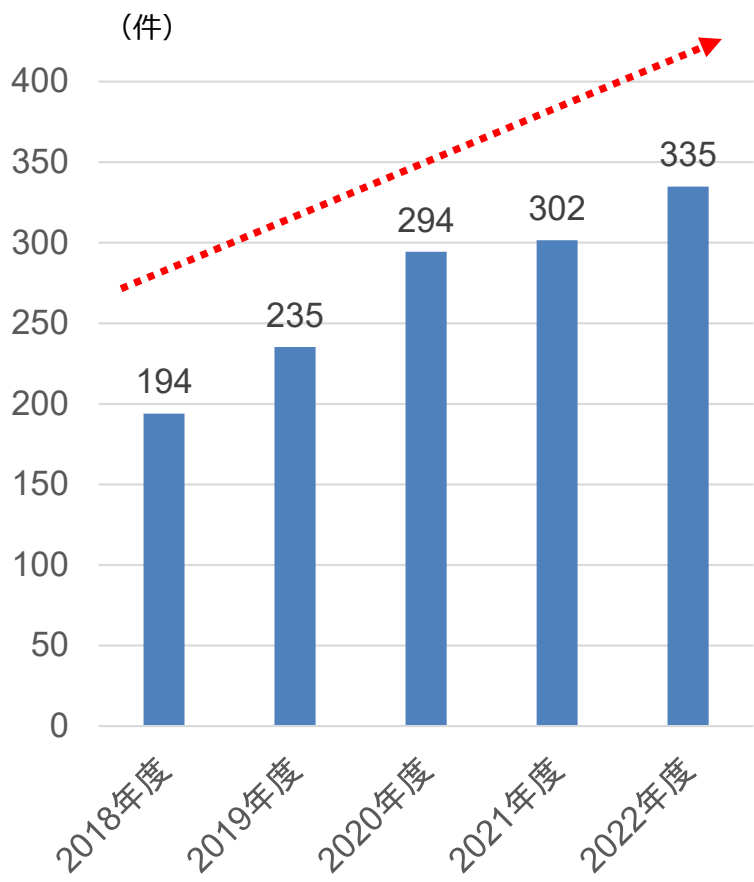
東北地方整備局 建政部

住宅調整官 野原 邦治

# 住まいに関する相談状況、入居相談の理由

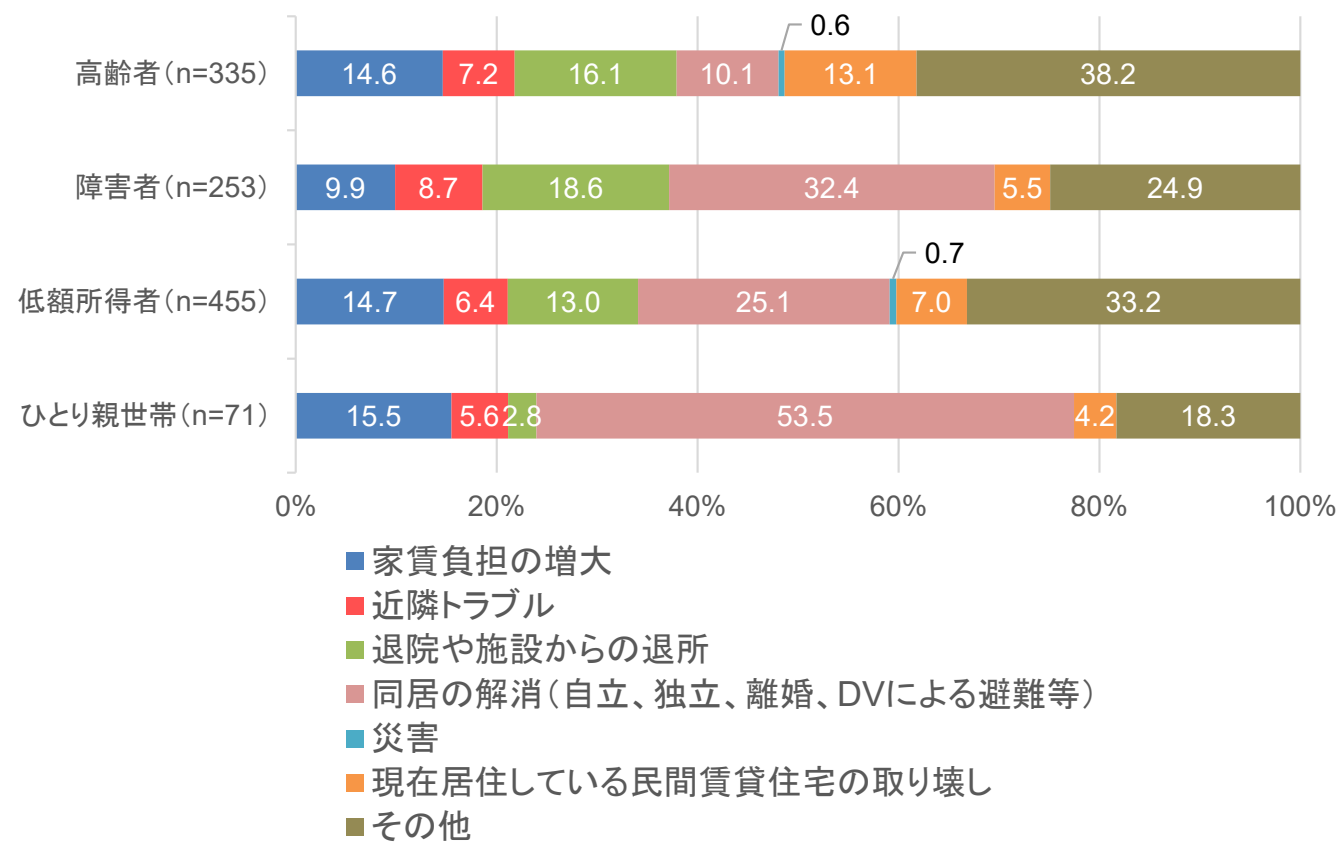
- 居住支援法人に寄せられる住まいに関する相談件数は、近年増加傾向。
- 入居相談の理由は、病院や施設からの退院退所、同居の解消、家賃負担や近隣トラブル、失業や収入減、現住居の取り壊しなど多岐にわたる。

住まいに関する年間相談件数  
(居住支援法人1団体あたり)



(回答数：82団体 (5か年継続して相談を行った団体) )  
出典：令和5年度国土交通省実施調査

属性別の入居相談（転居が必要な）の理由  
(居住支援法人に寄せられた入居相談)

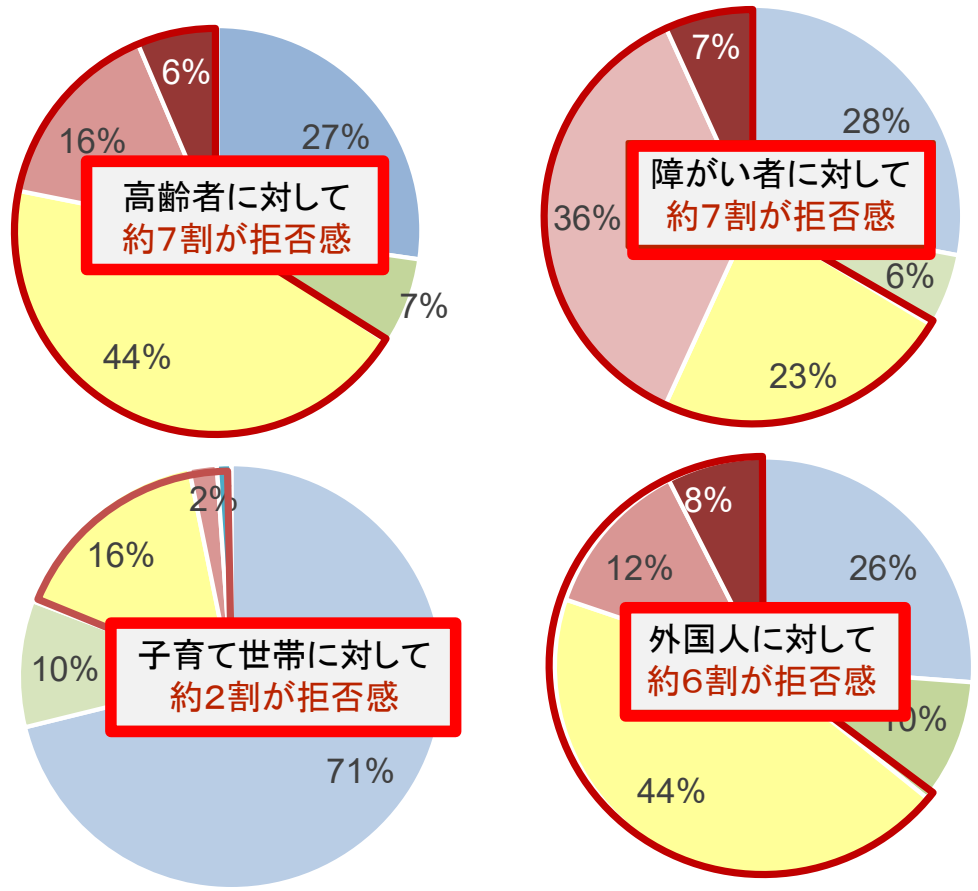


n:相談者数(重複あり)  
※対象365団体が任意の相談者5名について回答  
※低額所得者:生活保護受給者・生活自立相談事業対象者を含む

# 住宅確保要配慮者に対する大家等の意識及び入居制限の理由

- 住宅確保要配慮者の入居に対し、賃貸人(大家等)の一定割合は拒否感を有している。
- 入居制限の理由として、他の入居者・近隣住民との協調性に対する不安、家賃の支払いに対する不安、居室内での死亡事故等に対する不安などが主な理由となっている。

【住宅確保要配慮者の入居に対する賃貸人(大家等)の意識】



■ 従前\*と変わらず拒否感はない      ■ 従前\*は拒否感があったが現在は無い  
■ 拒否感はあるものの従前\*より弱くなっている      ■ 従前\*と変わらず拒否感が強い  
■ 従前\*より拒否感が強くなっている      \* 5年前との比較

【賃貸人(大家等)の入居制限の理由】



出典：令和3年度国土交通省調査  
 ※(公財)日本賃貸住宅管理協会の賃貸住宅管理業に携わる会員のうち、入居制限を行っている団体を対象に入居制限の理由を複数回答

出典：令和3年度国土交通省調査  
 ※(公財)日本賃貸住宅管理協会の賃貸住宅管理業に携わる会員を対象にアンケート調査を実施(回答者数：187団体)

# 住宅確保要配慮者の入居に際し、大家等が求める居住支援策

<全国の不動産関係団体等会員事業者に対するアンケート調査結果>

(回答数1,988件)

世帯属性	必要な居住支援策 (複数回答)						
	入居を拒まない物件の情報発信	家賃債務保証の情報提供	契約手続きのサポート	見守りや生活支援	入居トラブルの相談対応	金銭・財産管理	死亡時の残存家財処理
高齢単身世帯		◎ (49%)		● (61%)			● (61%)
高齢者のみ世帯	○ (32%)	◎ (48%)		● (58%)			● (50%)
障がい者いる世帯	◎ (42%)	○ (32%)		● (60%)	◎ (48%)		
低額所得世帯	○ (37%)	● (61%)		○ (31%)	○ (38%)	○ (37%)	
ひとり親世帯	○ (37%)	● (52%)		◎ (42%)	○ (35%)		
子育て世帯	○ (38%)	◎ (43%)		○ (33%)	◎ (47%)		
外国人世帯	◎ (43%)	◎ (45%)	◎ (44%)		● (76%)		

出典: 令和元年度国土交通省調査

# 住宅確保要配慮者の住宅確保に資する主な住宅施策

<p>主な施策</p>	<p>公営住宅</p>	<p>特定優良賃貸住宅 等 (地域優良賃貸住宅)</p>	<p>住宅セーフティネット制度 (セーフティネット住宅) サービス付き高齢者向け住宅 等</p>
<p>供給・管理 主体</p>	<p>地方公共団体</p> <p>公共が<b>直接供給・管理</b> (民間で整備した住宅を買取り・ 借上げするものを含む)</p>	<p>民間等</p> <p>民間等が供給・管理 地方公共団体が<b>認定</b></p>	<p>民間等</p> <p>民間等が<b>地方公共団体に 登録</b> 地方公共団体が情報提供</p>
<p>補助の 考え方</p>	<p>国が地方公共団体に 整備費・家賃対策の補助 【法定補助】</p>	<p>国・地方公共団体が民間 等に整備費・家賃対策の 補助 【法定補助】</p>	<p>国・地方公共団体が民間 等に整備費・家賃対策の 補助 【予算補助】</p>
<p>公的関与 (地方公共団体 の裁量)</p>	<p>大</p>		<p>小</p>

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律

## ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

## ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

## ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

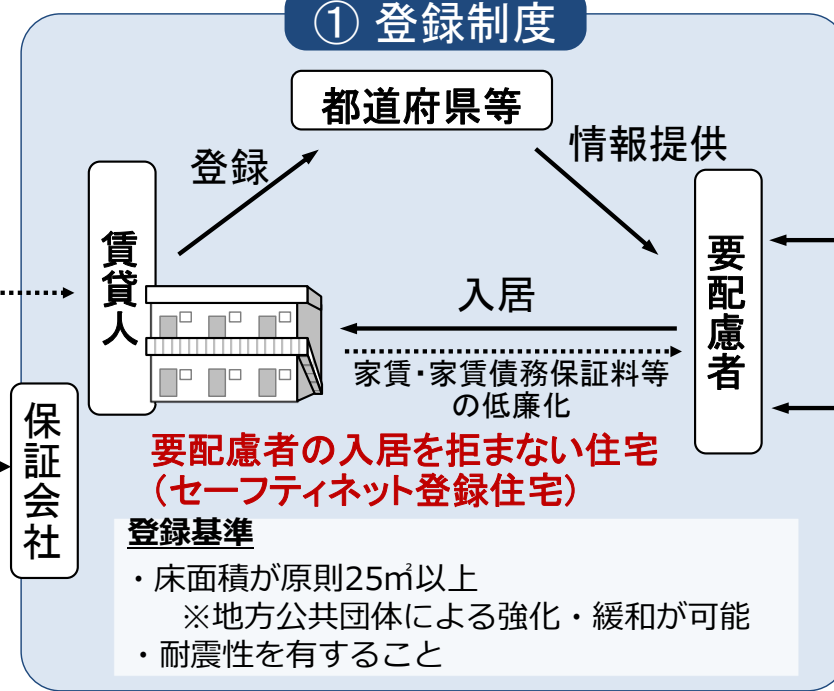
【住宅セーフティネット制度のイメージ】

### ② 経済的支援

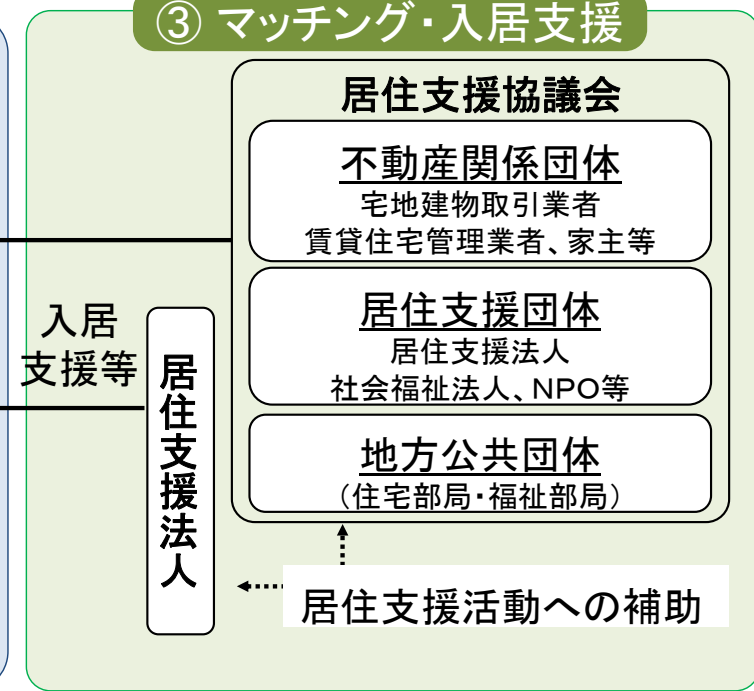
国と地方公共団体等による支援

- ・改修費補助  
(国の直接補助あり)
- ・改修費融資  
(住宅金融支援機構)
- ・家賃低廉化補助
- ・家賃債務保証料等補助
- ・住替え補助
- ・家賃債務保証保険  
(住宅金融支援機構)

### ① 登録制度



### ③ マッチング・入居支援



【施行状況】

補助制度がある自治体数

- ・改修費補助：35
- ・家賃低廉化補助：40
- ・家賃債務保証料等補助：29

(R4年7月時点)

登録戸数：848,846戸  
うち専用住宅（要配慮者専用の住宅）：5,284戸

賃貸住宅供給促進計画の策定：46都道府県19市町  
※うち21都府県10市で、面積基準を緩和

(R5年3月末時点)

居住支援法人の指定：668者

居住支援協議会の設立：129協議会  
(47都道府県87市区町)

(R5年3月末時点)

## ①要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

---

# セーフティネット住宅の登録基準

## 登録基準

### ○ 規模

- ・ 床面積が一定の規模以上であること

※ 各戸25㎡以上

ただし、共用部分に共同で利用する台所等を備えることで、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保されるときは、18㎡以上

※ 共同居住型住宅の場合、別途定める基準

### ○ 構造・設備

- ・ 耐震性を有すること

(耐震性を確保する見込みがある場合を含む)

- ・ 一定の設備 (台所、便所、浴室等)  
を設置していること

### ○ 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと

### ○ 基本方針・地方公共団体が定める計画に照らして適切であること 等

※ 地方公共団体が供給促進計画で定めることで、耐震性等を除く基準の一部について、強化・緩和が可能

※ 1戸から登録可能

## 共同居住型住宅(シェアハウス)の基準

### ○ 住宅全体

- ・ 住宅全体の面積

$15 \text{ m}^2 \times N + 10 \text{ m}^2$ 以上

(N:居住人数、 $N \geq 2$ )

### ○ 専用居室

- ・ 専用居室の入居者は1人とする

- ・ 専用居室の面積

9㎡以上 (造り付けの収納の面積を含む)

### ○ 共用部分

- ・ 共用部分に、居間・食堂・台所、便所、洗面、洗濯室(場)、浴室又はシャワー室を設ける

- ・ 便所、洗面、浴室又はシャワー室は、居住人数概ね5人につき1箇所の割合で設ける

※別途、ひとり親向けのシェアハウスの基準を策定

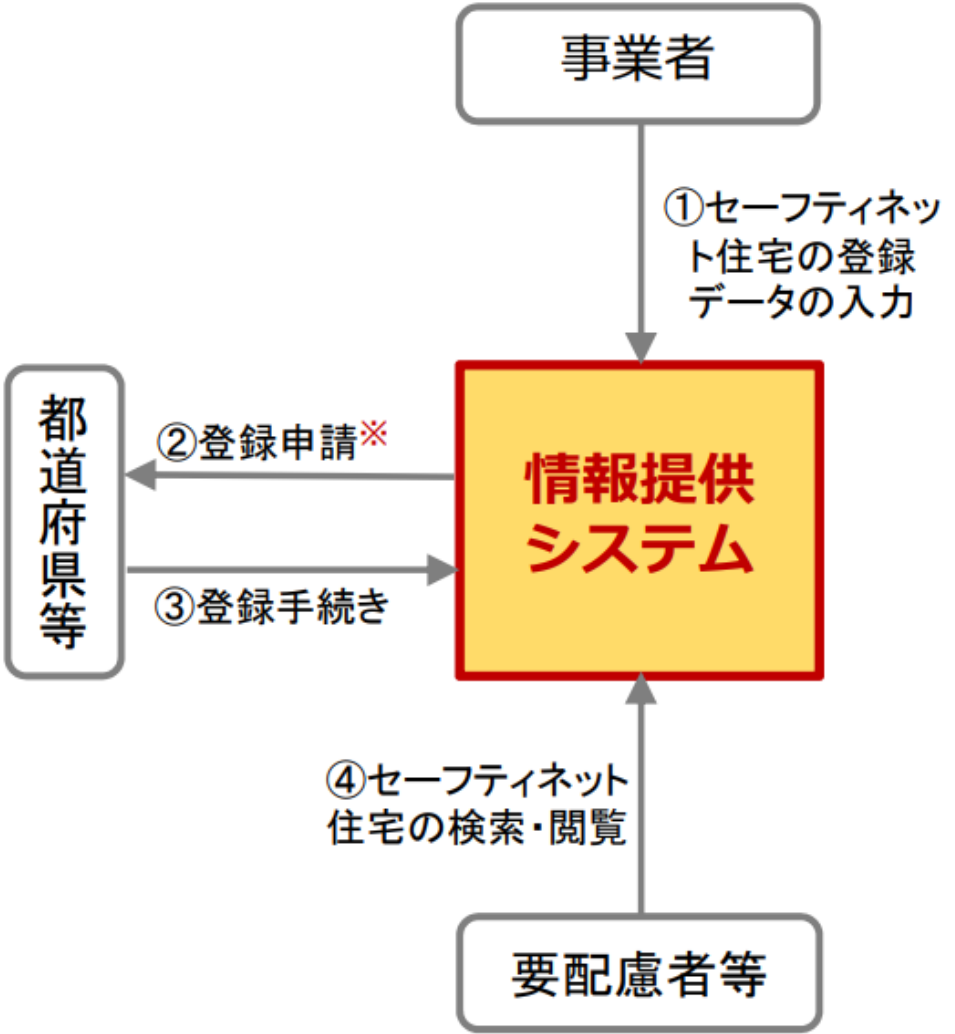


# セーフティネット住宅情報提供システム

国では、セーフティネット住宅をWeb上で**検索・閲覧・申請**できるとともに、事業者による登録申請や地方公共団体における登録事務などを支援するための「**セーフティネット住宅情報提供システム**」※を広く提供。（平成29年10月20日より運用開始）

※<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

(画面イメージ)



セーフティネット住宅  
情報提供システム

HOME
制度について知る
住宅登録事業者の方へ
お問い合わせ
よくあるご質問

このサイトは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅専用の検索・閲覧・申請サイトです。  
住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、規模や構造等について一定の基準を満たした住宅です。

障害発生のご報告

国土交通省  
情報提供メール配信  
登録・解除

都道府県からさがす

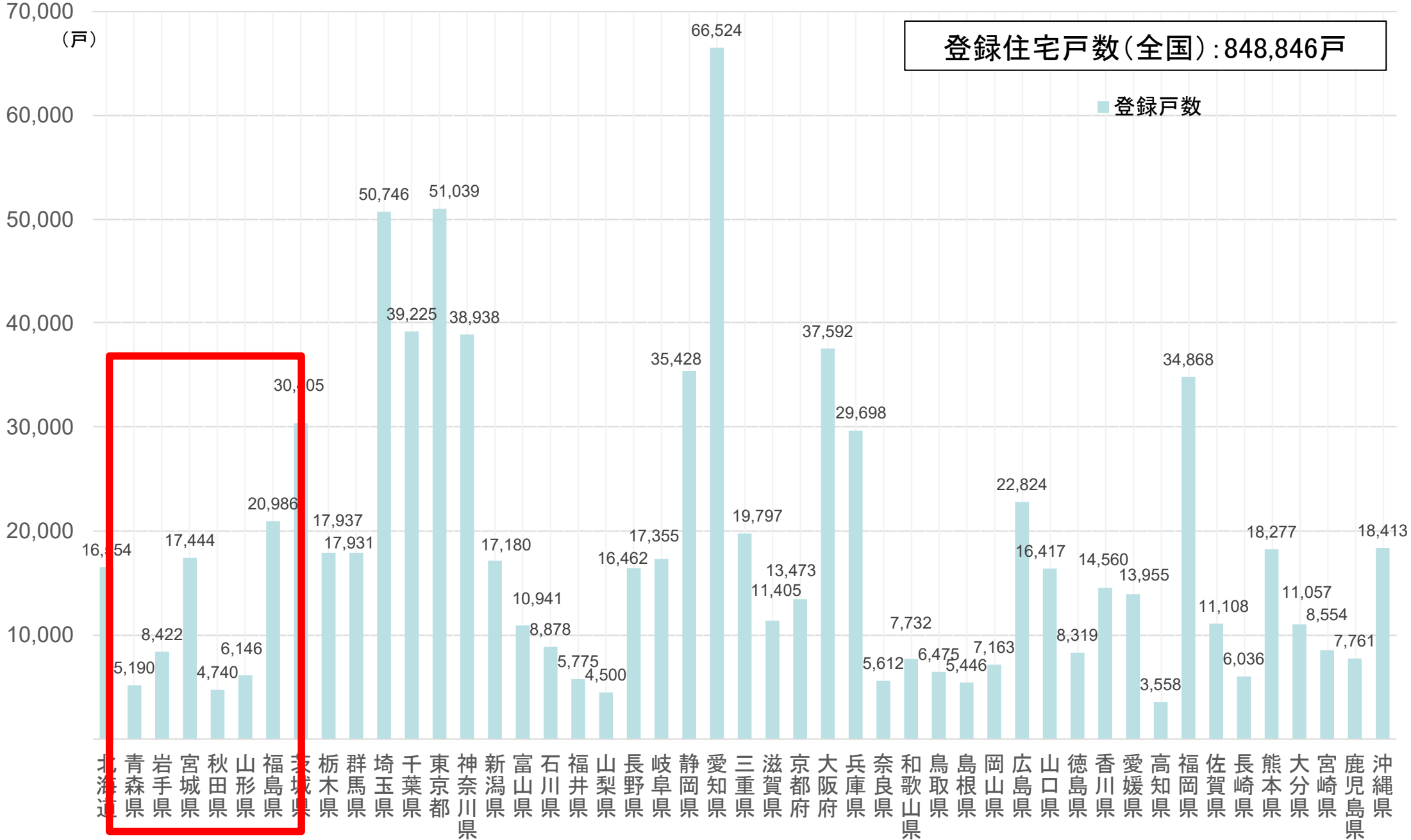
都道府県をクリックしてください。

北海道・東北	北海道 [16769]	青森県 [5256]	岩手県 [8351]	宮城県 [137711]	秋田県 [4800]	山形県 [6203]	福島県 [21107]		
関東	茨城県 [31175]	栃木県 [18348]	群馬県 [18111]	埼玉県 [51113]	千葉県 [40415]	東京都 [50945]	神奈川県 [39921]	山梨県 [6340]	長野県 [16072]
北陸・中部	岐阜県 [17461]	静岡県 [35640]	愛知県 [61407]	三重県 [20002]	新潟県 [17221]	富山県 [11598]	石川県 [9340]	福井県 [5817]	
近畿	滋賀県 [11588]	京都府 [13637]	大阪府 [37873]	兵庫県 [29845]	奈良県 [6382]	和歌山県 [7905]			
中国・四国	鳥取県 [6570]	島根県 [7919]	岡山県 [7180]	広島県 [23810]	山口県 [16647]	徳島県 [8319]	香川県 [14631]	愛媛県 [14021]	高知県 [3680]
九州・沖縄	福岡県 [35324]	佐賀県 [11440]	長崎県 [6169]	熊本県 [18122]	大分県 [11142]	宮崎県 [8937]	鹿児島県 [7749]	沖縄県 [17765]	

総登録件数 118,110 件    総登録戸数 874,989 戸    県名下部の数字…[全戸数]    ※登録件数は表示画面進化のため約10%ごとの更新となります

# セーフティネット登録住宅の都道府県別登録戸数(R5.3.31時点)

【都道府県別セーフティネット住宅登録状況】



# セーフティネット登録住宅の現状

○ セーフティネット登録住宅(共同居住型を除く)の住戸の床面積は、30㎡未満※1の住宅が7%。  
登録住宅の家賃は、5万円未満※2の住宅が全国では19%、東京都では1%。

※1 年収300万円未満の単身世帯の約6割が入居する民営借家の床面積の規模(H25住宅・土地統計調査特別集計)  
※2 居住支援法人の支援により要配慮者が入居した物件の約8割が占める家賃帯(令和4年度国土交通省調査)

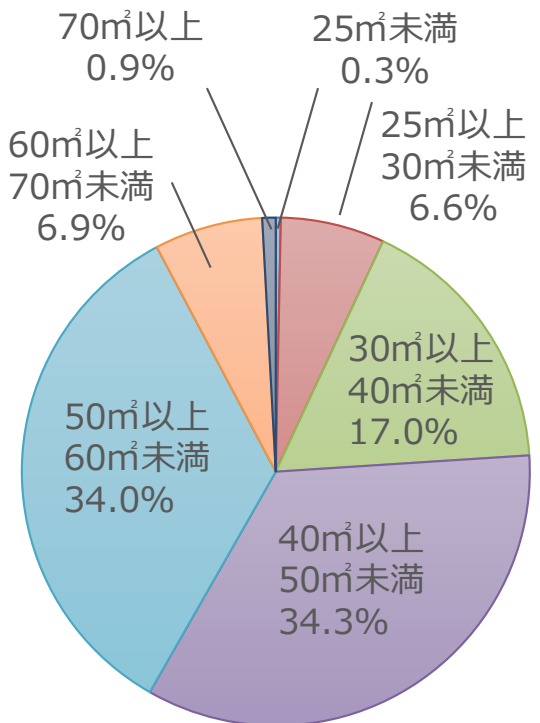
現在の登録住宅のみでは、今後増加が見込まれる単身世帯の需要に対応できないおそれがある。

○ その他、

- ・登録住宅の建て方は、ほとんどが共同住宅であり、戸建て住宅は0.1%※3。
- ・登録住宅の空室率は2.3% ※3。

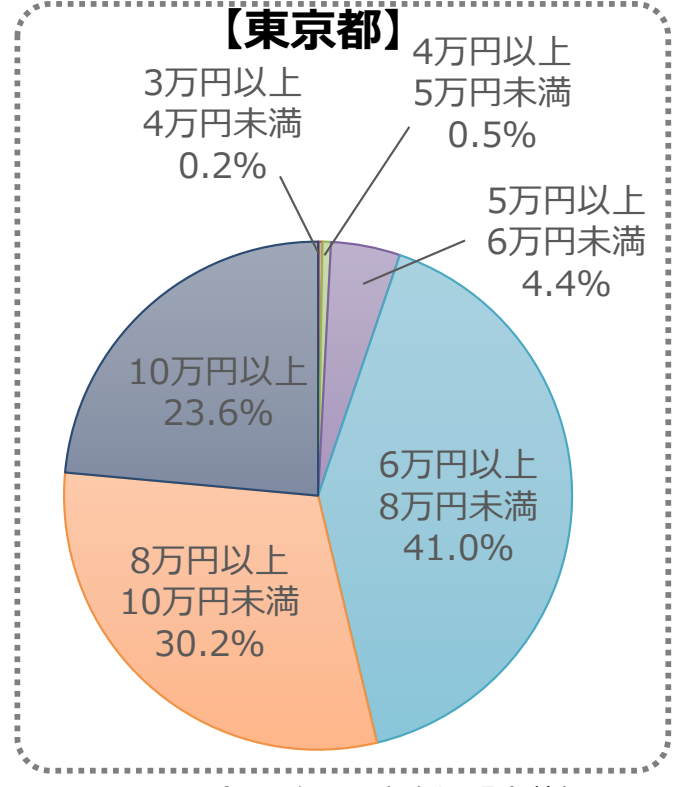
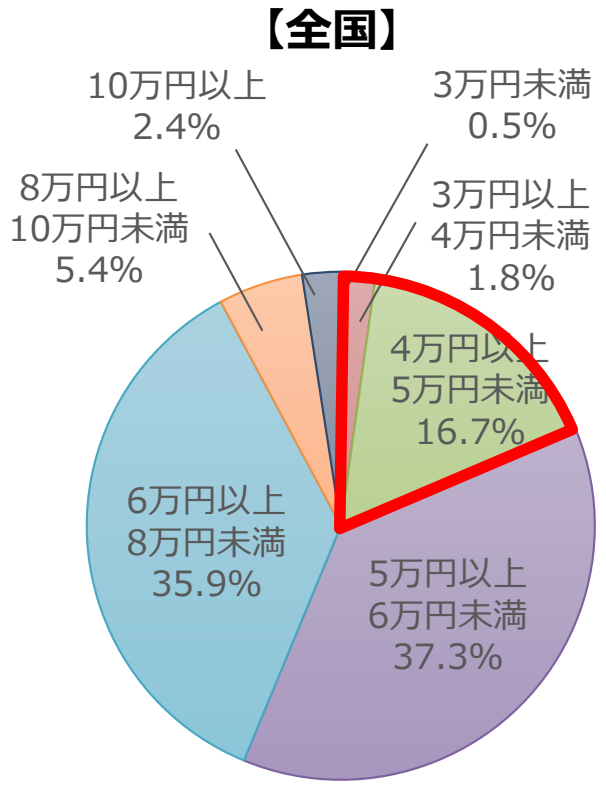
※3 住宅セーフティネット情報提供システム(令和4年12月末時点)

住戸の床面積の状況



※令和4年12月末時点の登録情報による  
※共同居住型を除いて集計  
出典：令和4年度国土交通省調査

家賃の状況



※令和4年12月末時点の登録情報による  
出典：令和4年度国土交通省調査

# (参考) 公的賃貸住宅の空き住戸を活用した生活支援と連携した住まいの提供

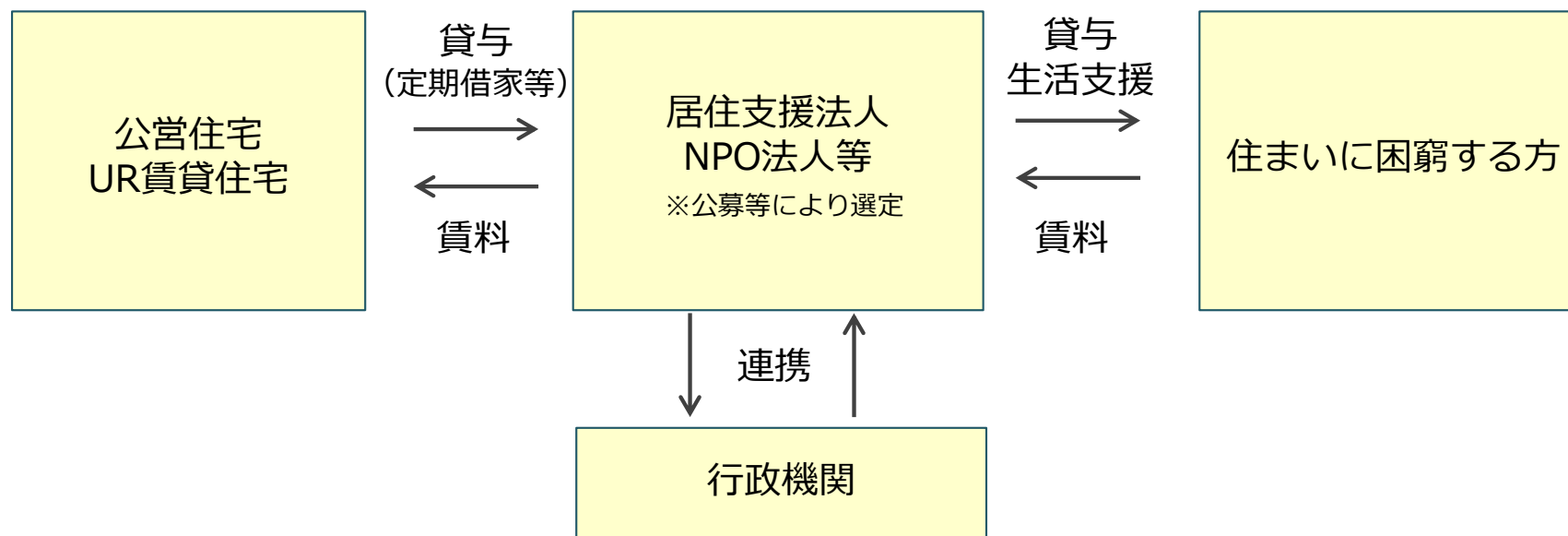
## 概要

- 公営住宅やUR賃貸住宅の空き住戸を、居住支援法人等に対して定期借家等により低廉な家賃で貸与し、当該居住支援法人等が住まいに困窮する方々に転貸するなど、居住支援法人等の生活支援と連携した住まいの提供を推進する。

## 事業スキーム

- 公営住宅については、本来入居対象者の入居を阻害しない範囲で、空き住戸を活用。目的外使用に当たり大臣承認手続きを簡素化（地方整備局等への事後報告で可）（令和3年4月1日施行）。
- UR賃貸住宅については、URが居住支援法人等に対し、一定期間、低廉な家賃で空き住戸を貸与。居住支援法人等が、住まいの提供や就労等を見据えた居住者の自立支援等を実施。  
※UR賃貸住宅の本来の入居希望者への供給やUR全体の経営に支障が生じない、かつ、現入居者に著しい影響のない範囲で行う。

### <スキーム例>



# (参考)公営住宅を活用した居住支援法人等による生活困窮者への居住支援

国土交通省実施の地方公共団体へのアンケート調査結果（令和4年9月末時点）等に基づく

## ○活用実績

事業主体	使用団体	活用事業	使用期間
茨城県	居住支援法人 (一般社団法人LANS)	生活困窮者一時生活支援事業	令和2年8月～※1
東京都	社会福祉法人 (やまて福祉会)	生活困窮者一時生活支援事業	平成21年7月～※1
静岡県牧之原市	社会福祉法人 (牧之原市社会福祉協議会)	生活困窮者一時生活支援事業	令和4年4月～ (令和5年3月)
静岡県森町	社会福祉法人 (森町社会福祉協議会)	生活困窮者一時生活支援事業	令和3年4月 (1週間)
三重県鳥羽市	社会福祉法人 (鳥羽市社会福祉協議会)	生活困窮者一時生活支援事業	令和4年4月～ (令和5年3月)
大阪府高石市	社会福祉法人 (高石市社会福祉協議会)	生活困窮者一時生活支援事業	令和3年12月～ (令和5年3月)
熊本県	居住支援法人 (くまもと相談所)	居住支援法人等による支援※2	令和4年7月～ (令和6年3月)

※1 令和3年3月25日の技術的助言発出以前から実施

※2 生活困窮者一時生活支援事業以外の住まいに困窮する者に対する支援事業

## ②登録住宅の改修・入居への経済的支援

---

# セーフティネット登録住宅に対する補助制度

令和5年度当初予算：  
 公的賃貸住宅家賃対策補助(125.29億円)の内数、  
 スマートウェルネス住宅等推進事業(183.1億円)の内数、  
 社会資本整備総合交付金等の内数

誰もが安心して暮らせる住まいの確保に向け、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット登録住宅について、改修費、家賃低廉化、家賃債務保証料等低廉化及び住替えに係る支援を強化することにより、専用住宅を含めた登録の促進を図る。

	改修費に係る補助		家賃低廉化に係る補助	家賃債務保証料等の低廉化に係る補助	セーフティネット登録住宅への住替えに係る補助
事業主体	大家等、地方公共団体	事業主体	大家等、地方公共団体※3	家賃債務保証会社、保険会社等、地方公共団体	居住支援法人、居住支援協議会等、地方公共団体
補助対象工事	①シェアハウス化 ②バリアフリー化 ③子育て世帯対応 ④耐震化 ⑤省エネ改修 ⑥交流スペース設置 等	補助対象世帯	原則月収15.8万円（収入分位25%）以下の世帯 子育て世帯、新婚世帯： 月収21.4万円（収入分位40%）以下 多子世帯： 月収25.9万円（収入分位50%）以下 建替え・除却予定の公営住宅の従前居住者等：月収21.4万円以下	原則月収15.8万円以下の世帯 子育て世帯、新婚世帯： 月収21.4万円以下 多子世帯：月収25.9万円以下	原則月収15.8万円以下の世帯かつ次の①又は②の場合 ①災害リスクの高い区域等からの住替え ②低廉な家賃のセーフティネット登録住宅への住替え（家賃が下がる場合に限る）
補助率・国費限度額	国1/3（国の直接補助※1） 国1/3 + 地方1/3 （地方公共団体を通じた間接補助） 50万円/戸 等	低廉化の対象	家賃	家賃債務保証料、 孤独死・残直物に係る保険料、 緊急連絡先引受けに係る費用	セーフティネット登録住宅への住替え費用
対象住宅	専用住宅※2	補助率・国費限度額	国1/2 + 地方1/2 等 2万円/戸・月 等 国費総額 240万円/戸	国1/2 + 地方1/2 3万円/戸 （家賃低廉化に係る補助と合わせて国費総額240万円/戸）	国1/2 + 地方1/2 5万円/戸
管理要件	専用住宅としての管理期間が10年以上であること ただし、最初に入居した要配慮者の退居後、要配慮者を募集したものの2か月入居がない等の要件を満たす場合は緩和（間接補助）	対象住宅	専用住宅※2	登録住宅※2	
		支援期間	管理開始から原則10年以内 次の①又は②の場合は緩和 ①国費総額内で、地方公共団体の定める期間 ②建替え・除却予定の公営住宅の従前居住者の場合は10年ごとに延長可能	-	-

- ※1 改修費に係る補助について、国による直接補助を令和7年度まで延長する。
- ※2 地方公共団体が所有している場合を補助対象に追加する。
- ※3 公営住宅等長寿命化計画等で総管理戸数の削減を位置付けている地方公共団体に限る。

# セーフティネット登録住宅への補助を実施している自治体（R4.7時点）

<令和4年度に補助を実施する自治体>

■改修費補助：35自治体    ■家賃低廉化等補助：48自治体〔家賃低廉化：40自治体、家賃債務保証等低廉化：29自治体〕

※国土交通省アンケート調査(令和4年7月時点)に基づく

都道府県	市区町村	改修費	家賃低廉化	債務保証料等低廉化
北海道	札幌市	-	-	◎
	網走市	◎	◎	-
	当麻町	-	◎	-
	音更町	-	◎	◎
	本別町	-	◎	-
青森県	十和田市	◎	◎	-
岩手県	花巻市	◎	◎	◎
宮城県	大崎市	◎	◎	-
山形県	(県)	○	-	-
	山形市	◎	◎	-
	米沢市	◎	-	-
	鶴岡市	◎	◎	◎
	寒河江市	◎	-	-
	上山市	-	◎	-
	南陽市	◎	◎	◎
	大石田町	-	◎	-
	舟形町	◎	-	-
	白鷹町	◎	◎	-
福島県	(県)	○	○	○
	郡山市	-	◎	◎
	いわき市	-	◎	◎
	石川町	◎	-	-
栃木県	栃木市	-	◎	-
群馬県	前橋市	◎	-	-
埼玉県	さいたま市	-	-	◎
千葉県	千葉市	-	-	◎
	船橋市	-	◎	-
東京都	(都)	○	○	○
	墨田区	◎	◎	◎
	目黒区	-	-	◎
	世田谷区	-	◎	-
	中野区	◎	-	-
	豊島区	◎	◎	◎
	練馬区	-	◎	-
	八王子市	◎	◎	◎
府中市	-	-	◎	

都道府県	市区町村	改修費	家賃低廉化	債務保証料等低廉化
神奈川県	横浜市	-	◎	◎
静岡県	長泉町	-	◎	-
愛知県	名古屋市	◎	◎	◎
	岡崎市	◎	-	◎
京都府	京都市	-	◎	◎
	宇治市	◎	-	-
大阪府	(府)	-	-	◎
	(県)	○	○	○
兵庫県	神戸市	-	-	◎
	姫路市	-	◎	-
	神河町	-	◎	-
和歌山県	(県)	◎	-	-
	和歌山市	◎	-	-
鳥取県	(県)	○	○	○
	鳥取市	◎	◎	◎
	米子市	-	◎	◎
	倉吉市	◎	◎	◎
	南部町	-	◎	◎
岡山県	倉敷市	-	◎	-
徳島県	(県)	-	◎/○	-
福岡県	福岡市	◎	◎	◎
熊本県	玉東町	◎	-	-
鹿児島県	(県)	○	-	-
	薩摩川内市	◎	◎	-
	徳之島町	◎	-	-
沖縄県	那覇市	◎	-	-
計		35	40	29
			48	

◎：社総交又は公的賃貸住宅家賃対策調整補助金による支援を実施  
○：都道府県から市区町村への補助を実施



# 郡山市におけるセーフティネット登録住宅の補助制度活用事例

- **ひとり親世帯**を対象とした家賃低廉化補助、家賃債務保証料等低廉化補助を福祉部局と住宅部局の連携により実施
- 対象となるひとり親の全世帯に補助制度を案内する**プッシュ型のPR・支援**を実施

## 取り組みの背景・目的

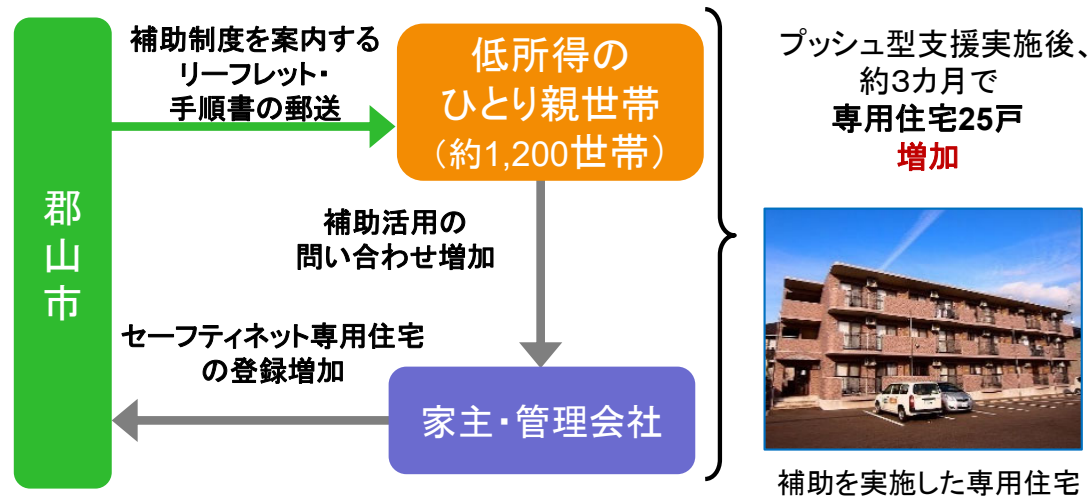
- 特に住宅面での課題が大きい**低所得のひとり親世帯**を対象に、家賃低廉化補助及び家賃債務保証料等低廉化補助を実施。
- 公営住宅は立地が偏っているため、民間賃貸住宅を活用することで子どもの転校を伴わずに入居できるメリットもあり。

## 補助制度の概要・実績

対象世帯	低所得(児童扶養手当を全額支給される世帯)の <b>ひとり親世帯</b>
対象住宅	<u>市内のセーフティネット専用住宅</u> (R4年度末時点:91戸) ※新規入居の住宅、 <b>既存入居の住宅</b> ともに登録可能
補助額	● <u>家賃低廉化補助</u> 戸当たり上限額:4万円/月
	● <u>家賃債務保証料等低廉化補助</u> 戸当たり上限額:6万円(初回分)
補助期間	原則3年以内
令和4年度実績	●家賃低廉化補助 募集:50戸 補助実績:23戸
	●家賃債務保証料等低廉化補助 募集:10戸 補助実績:5戸

## プッシュ型のPR・支援

- 市から**全対象世帯に補助制度を案内**することで、低所得のひとり親世帯から家主・管理会社へ補助活用の要望が寄せられ、家賃低廉化補助の活用とあわせてセーフティネット専用住宅の登録が増加。



## 福祉部局と住宅部局が連携した制度運営・支援体制

- 福祉部局(子ども家庭支援課)が補助申請の受付窓口、住宅部局(住宅政策課)が登録申請の受付窓口となり、連携して実施。
- ひとり親世帯の相談窓口である、福祉部局(子ども家庭支援課)が**住宅に関する相談もまとめて対応**。
- 申請書類のひな形を作成する等、登録手続きに関する丁寧な支援を実施。

### ③住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

---

# 居住支援法人・居住支援協議会について

## 居住支援法人の概要

住宅確保要配慮者の居住支援に係る担い手として、都道府県が指定

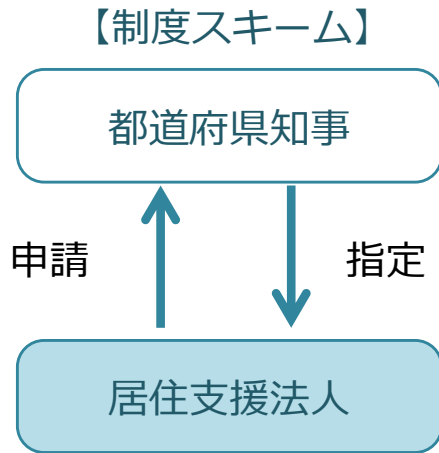
### <居住支援法人の行う業務>

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に付帯する業務

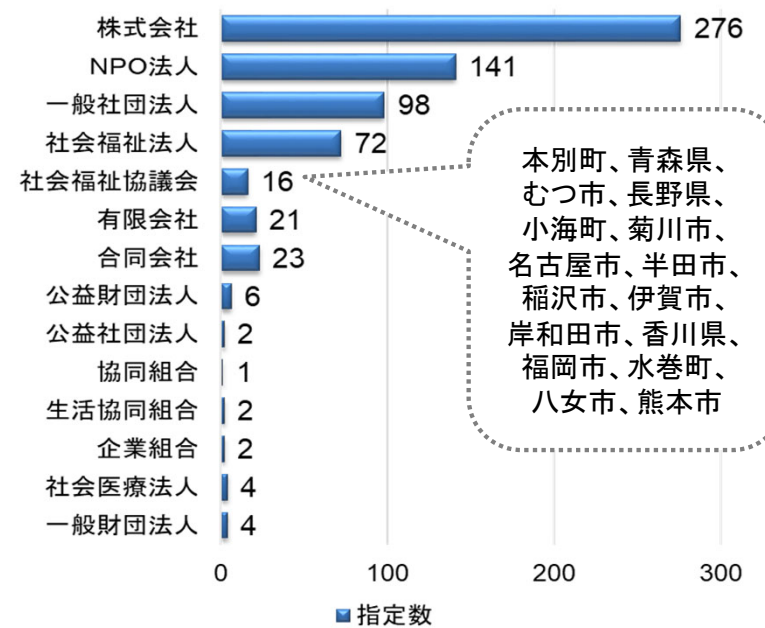
### <居住支援法人に指定される法人>

- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社

指定状況：668法人（R5.3末時点）



### 法人属性別



## 居住支援協議会の概要

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会を設立

### <居住支援協議会による主な活動内容>

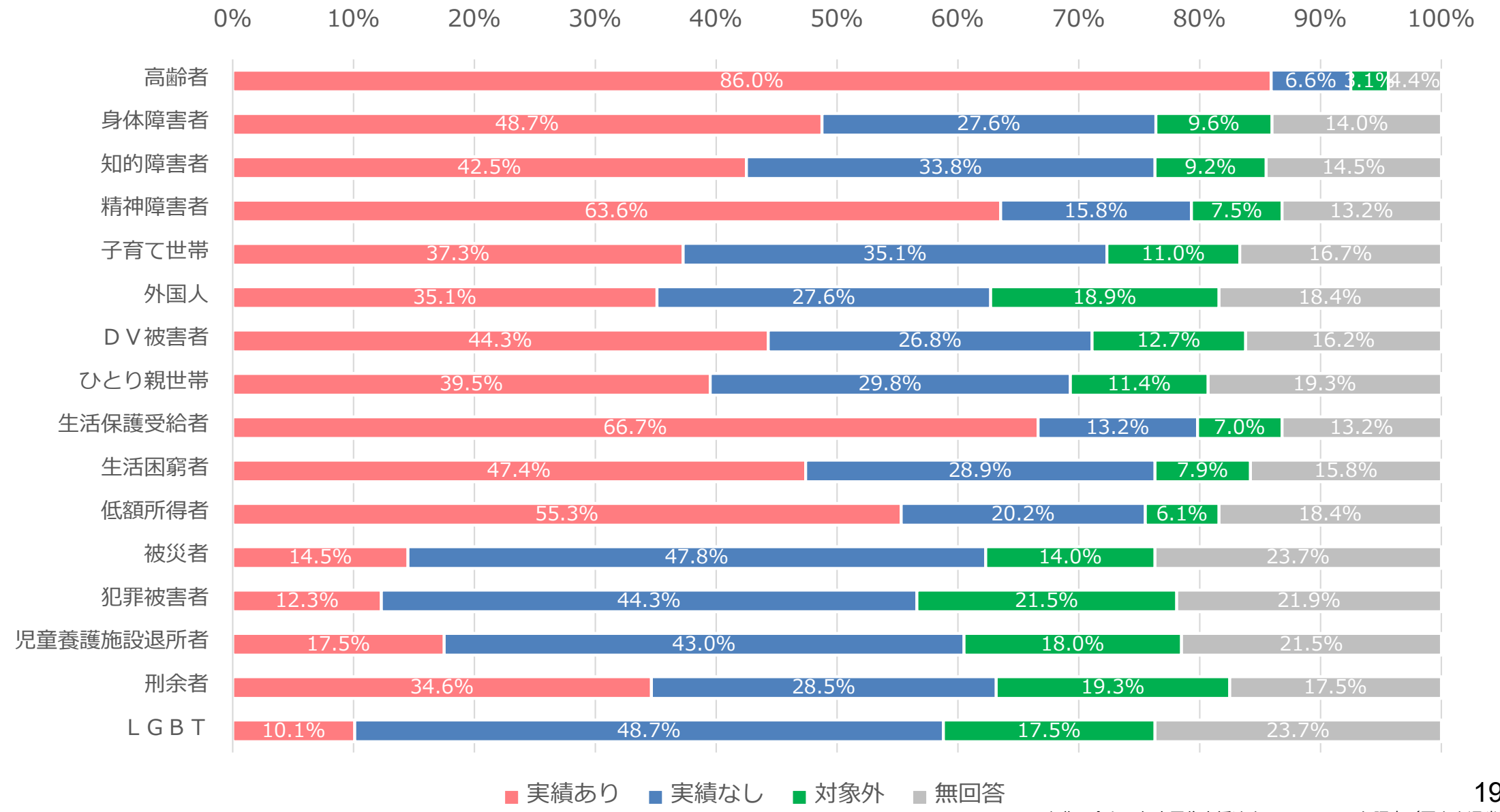
- ・会議での協議、情報交換
- ・不動産・福祉団体への働きかけ、ネットワーク形成
- ・住宅相談事業、物件の紹介
- ・家賃債務保証、安否確認サービス等の紹介 等

設立状況：129協議会（全都道府県、87市区町）（R5.3末時点）



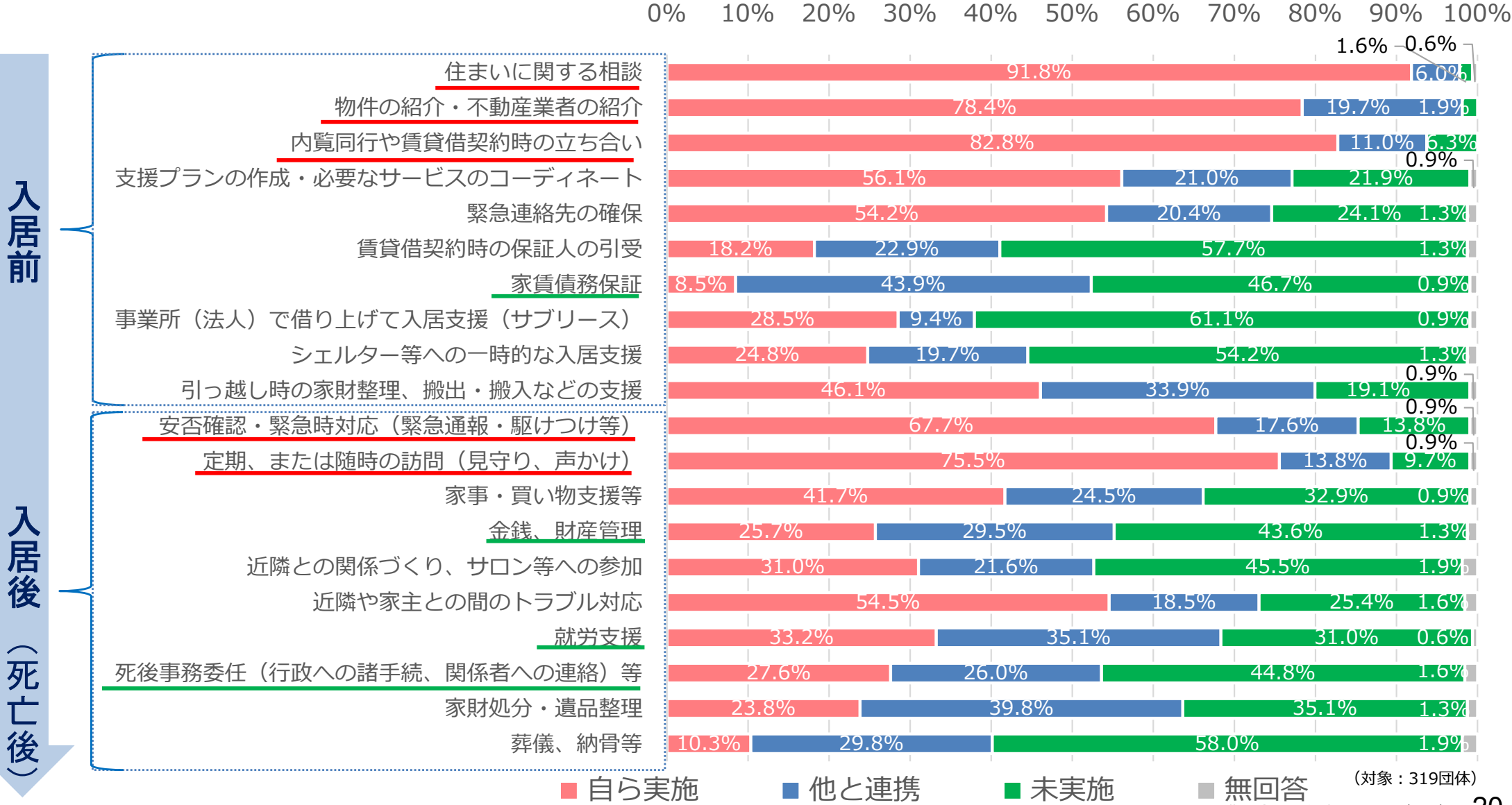
# 【居住支援法人の現状】居住支援法人の支援対象

- 高齢者や精神障害者・生活保護受給者については、多くの居住支援法人において実績を有している。
- 外国人や犯罪被害者・刑余者については実績も少なく、約2割程度の居住支援法人では支援対象外となっている。



# 【居住支援法人の現状】実施している支援内容

- 居住支援法人が実施する入居前支援として、住まいに関する相談や物件・不動産業者の紹介、内覧同行などを自ら実施する法人は8～9割程度いる。
- 入居後支援として、安否確認や見守り等の支援を実施する法人は7割程度あるが、それと比べて、金銭財産管理、就労支援などの要配慮者の特性に応じた支援の割合は低い。

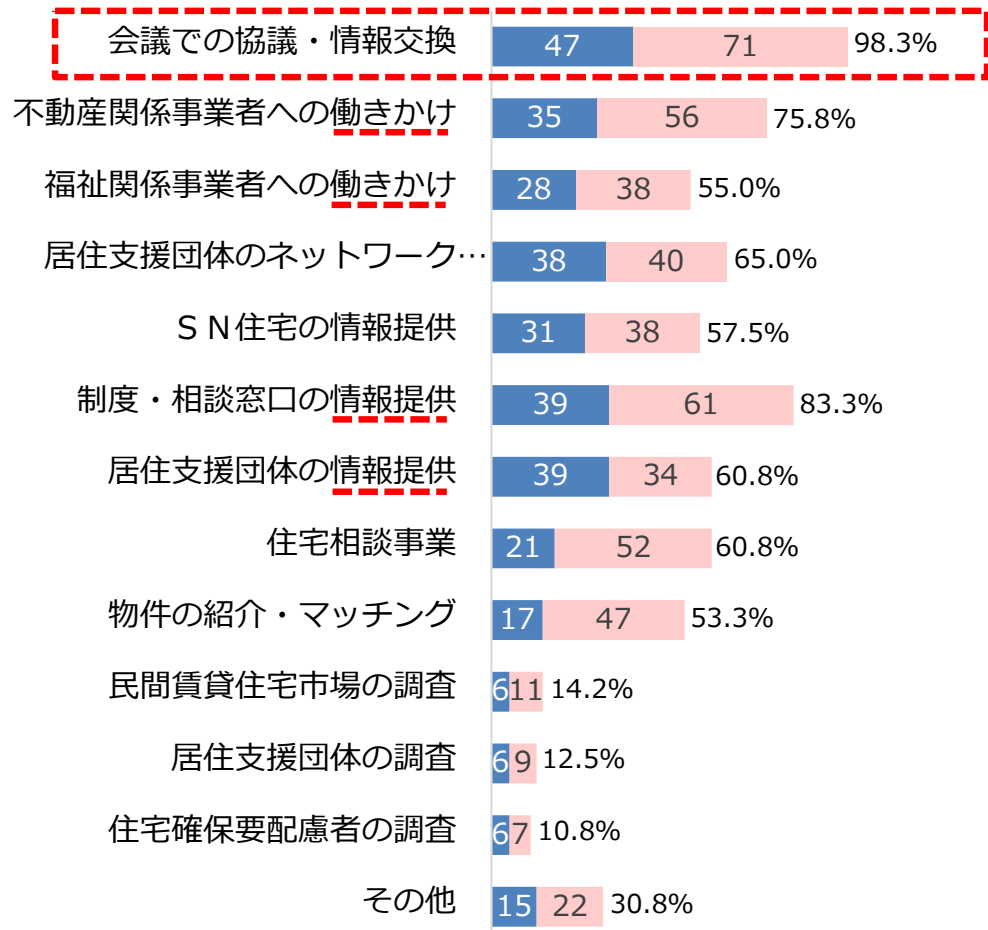


(対象：319団体)

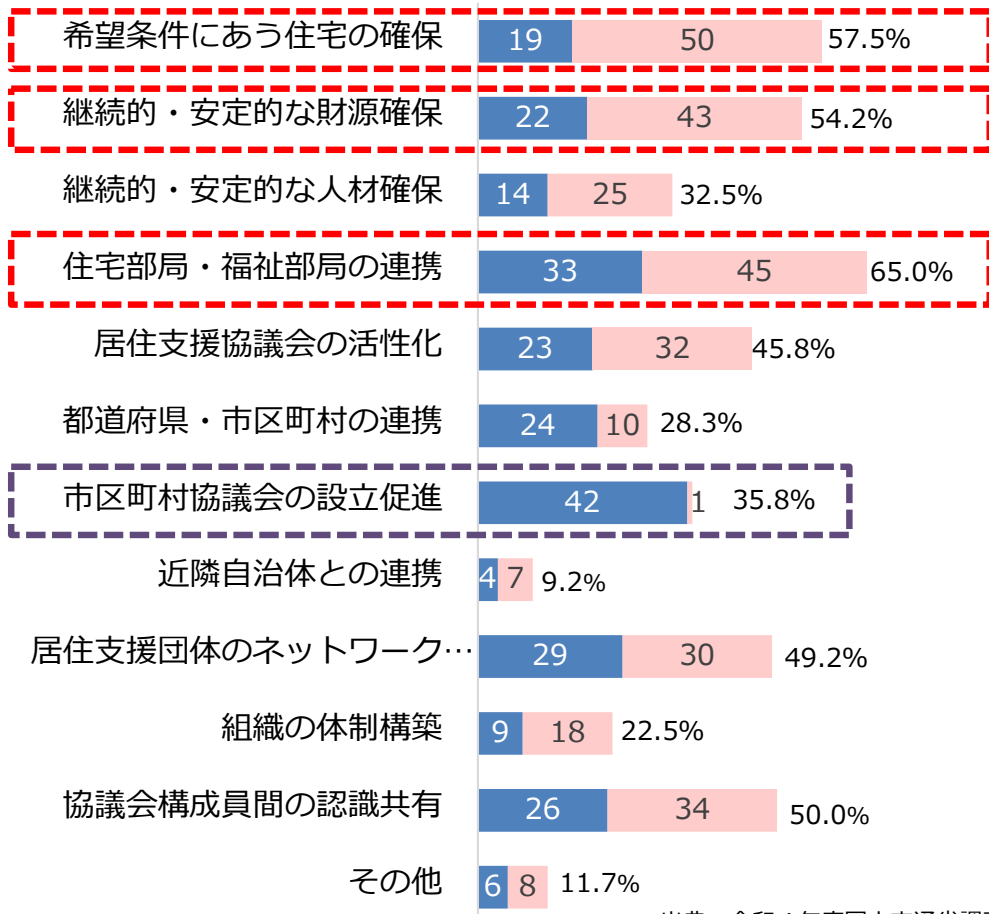
# 【居住支援協議会の現状】 活動内容と課題

- 居住支援協議会の活動内容は、「協議・情報交換」「関係者への働きかけ」「各種情報提供」が多い。
- 課題としては、「住宅部局と福祉部局との連携」が最も多い。また、「条件にあう住宅の確保」「継続的かつ安定的な財源確保」も課題となっている。
- 9割以上の都道府県で、「市区町村協議会の設立促進」が課題としてあげている。

## 居住支援協議会の活動内容



## 居住支援協議会の課題



出典：令和4年度国土交通省調査

# 居住支援協議会の取組事例：豊島区居住支援協議会

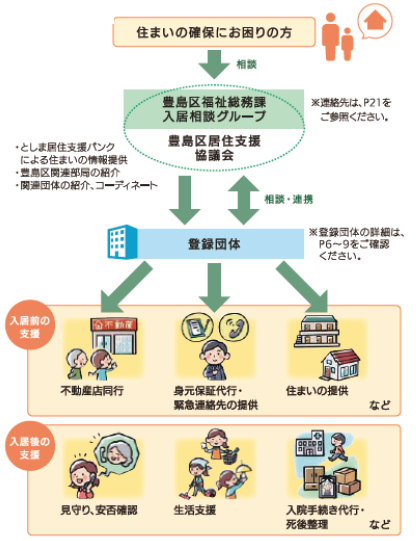
- **登録居住支援団体との連携**  
居住支援を行う団体と連携をとり、入居前はもちろん入居後の生活についても支援を実施。
- **としま居住支援バンク**  
空き家・空き室のオーナーや不動産会社から物件登録をしてもらい、住宅確保要配慮者とマッチングする仕組み。

## 構成員や協力団体、地域(要配慮者)との関係

・平成24年に区内の不動産関係団体、居住支援団体、豊島区が連携して設立

・令和3年度より豊島区保健福祉部福祉総務課入居相談グループを相談窓口とし、協力不動産店を紹介。(協議会には全日・宅建が参加)

・そのほか、居住支援活動を行っている団体が9団体(令和4年10月現在)登録されており、見守り等の入居後支援を含めて対応できる体制となっている。



## 地域への波及・効果

・NPO法人が協議会の事務局を担い、登録団体も複数存在することによって、支援の幅が広がるとともに、彼らの働きを通じて住宅確保要配慮者を受け入れる物件オーナーも増えつつある。

・区の広報等で活動の認知度も上がりつつある。

## 実績(R3年度)

住宅に関する相談件数: 4,991件(延べ件数)  
 ※入居件数については、不動産会社案内後フォローアップしていないので不明。

## 活動内容

### 1. 登録団体と連携した居住支援

・豊島区保健福祉部福祉総務課入居相談グループを相談窓口として、住まいに関する相談を受付。(保健福祉部に窓口を置いていることから、住まい以外の生活全般の相談も連携が取りやすい。)

・区内で活動する居住支援団体と連携しており、入居前支援としての住まいの提供等に加えて、入居後の見守りや就労支援など幅広い支援につないでいる。

### 2. としま居住支援バンク

・空き家、空き室を持つオーナーや不動産会社に物件を登録いただき、住宅確保要配慮者とマッチングする仕組み。登録物件は協議会HPに掲載して入居者を募集。登録団体へも物件を紹介する。

・耐震・法令適合確認がない物件でも登録ができる。

### (豊島区独自事業)安心住まい提供事業

・高齢者、障害者、ひとり親といった属性で、立ち退き等を理由に、直近で住まいの確保が必要な方へ区がサブリースした物件を収入に合わせた安価な家賃で提供している。

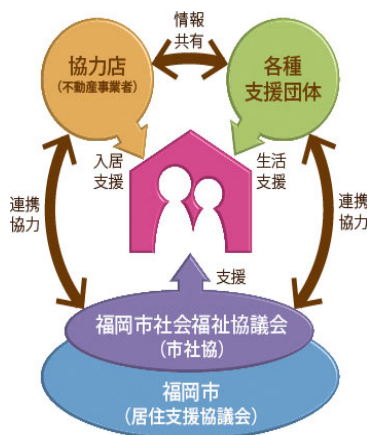
・令和4年10月現在約160戸が提供されている。原則、入居期間は最長5年間。

# 居住支援協議会の取組事例：福岡市居住支援協議会

- 高齢者からの相談受付とコーディネート  
福岡市社会福祉協議会にコーディネーターを配置し、高齢者の状況に応じて必要とされる支援サービスをコーディネートし、高齢者の民間賃貸住宅への入居を支援(障がい者への支援をモデル的に実施)
- 新規「協力店」の登録  
高齢者を受け入れる不動産業者を「協力店」として登録し、相談者のニーズに即した物件紹介と大家との調整を依頼

## 構成員や協力団体、地域(要配慮者)との関係

- ・地域での見守り活動や協議体の組織づくり・運営支援などの地域支援と、様々な悩みを抱える市民への相談対応をする個別支援を両輪として実施
- ・民生委員や住民団体などから市民の困りごとを直接把握できる強み
- ・中間支援組織として、福祉関係をはじめ多くの他機関と連携する土壌を有しており、様々な支援サービスをコーディネートすることが可能



## 活動内容

### 1. 高齢者からの相談受付とコーディネート業務

「緊急連絡先」や「保証人」を確保できない高齢者を支援するため、市社協にコーディネーターとして職員を配置し、相談者の身体状況、経済状況、親族の状況等に応じて必要とされる支援サービスを、支援団体等で構成される「プラットフォーム」からコーディネートして相談者へ提案するとともに、協力店との間の必要な調整を行い、高齢者の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援した。

### 2. 新規協力店の登録手続き

不動産業者への広報に努め、随時、新規協力店の登録を行った。令和2年度新規協力店登録数は4社で、累計53社。(令和3年2月28日)

### 3. 支援団体との連携強化

支援団体で構成されるプラットフォームの適正な運営及び改善に努めるため、情報の共有や課題解決に向けた検討、支援団体同士の連携、支援団体の意見や要望を把握することを目的とし、プラットフォーム連絡会議を书面開催した。

### 4. 障がい者支援モデルの検討

令和元年度より、高齢者支援策である「住まいサポートふくおか」を障がい者の支援モデルへと展開すべく、福岡市東区内にてモデル実施してきたが、令和2年度よりモデル事業実施区域を福岡市中央区に拡大し、協力店や障がい者支援関係機関等との更なる連携体制構築に努めた。

## 地域への波及・効果

- ・家賃を下げたい方や立ち退き等で住居に不安を抱える高齢者の相談に、居住支援や助言を提供
- ・協力店の大家から「この事業での入居者なら安心して貸し出せる。また利用したい」との声あり
- ・賃貸住宅の空室解消に寄与
- ・多数のメディア掲載の効果からか、県外からも転居相談を受付

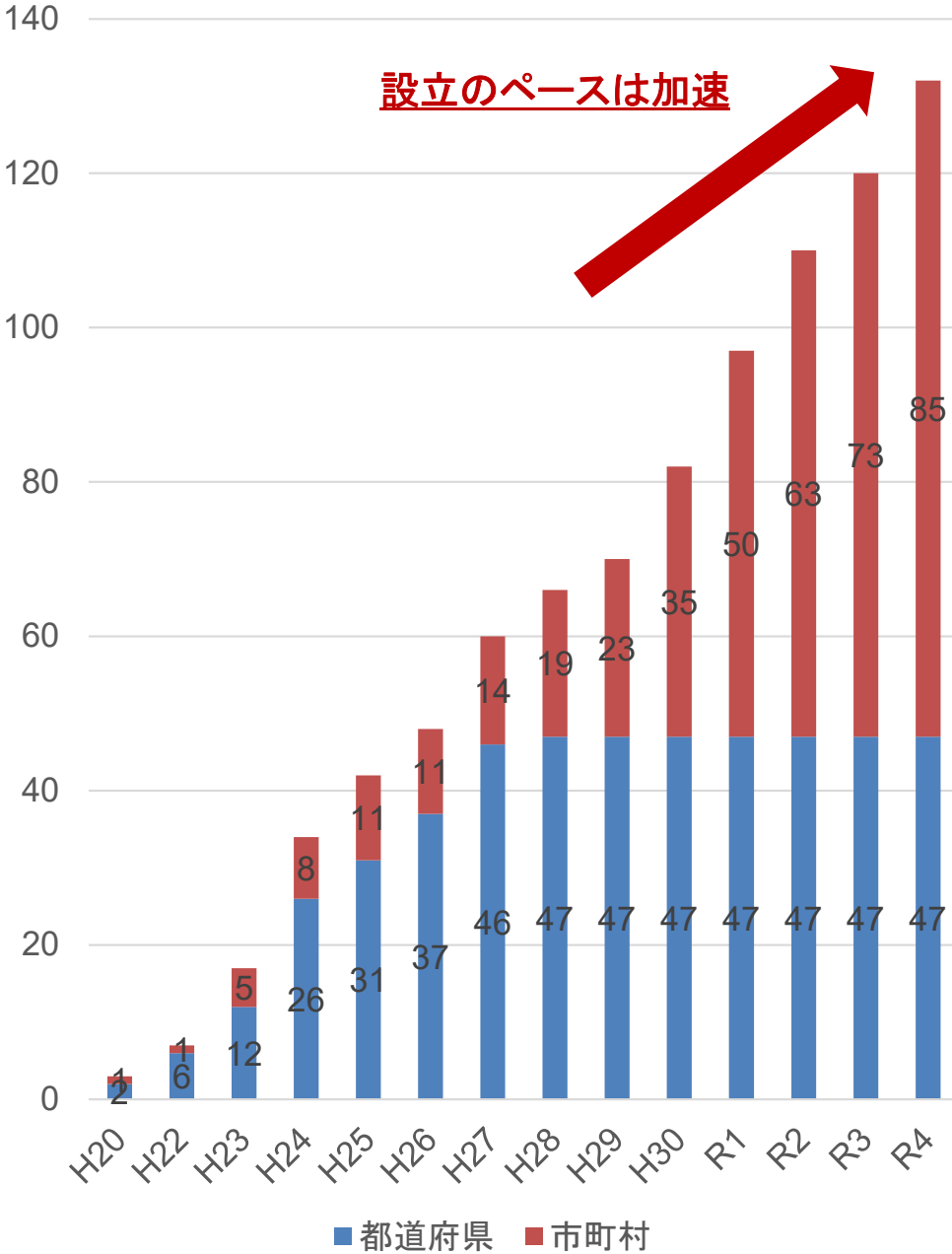
## 実績(R2.4~R3.2)

入居相談件数:227件  
入居件数:33件(うち、協力店を通じた件数:11件)  
協力店登録数:4件(累計で53社)



# 居住支援協議会の設立状況等

【居住支援協議会の設立数の推移】



【協議会を設立している市区町】

(R5年3月31日時点)

設立年度	市区町	数
H20年度	福岡市(3月)	1
H23年度	熊本市(7月)、江東区(9月)、神戸市(12月)、岐阜市(3月)	4
H24年度	豊島区(7月)、京都市(9月)、北九州市(11月)	3
H25年度	大牟田市(6月)、板橋区(7月)、 <u>鶴岡市(3月)</u>	3
H27年度	調布市(12月)、北海道本別町(2月)、八王子市(2月)	3
H28年度	川崎市(6月)、千代田区(7月)、杉並区(11月)、世田谷区(3月)、日野市(3月)	5
H29年度	船橋市(5月)、多摩市(5月)、文京区(7月)、宝塚市(1月)	4
H30年度	名古屋市(5月)、江戸川区(7月)、うきは市(7月)、姫路市(7月)、広島市(7月)、横浜市(10月)、豊中市(11月)、台東区(1月)、千葉市(3月)、北区(3月)、 <u>横手市(3月)</u> 、鎌倉市(3月)	12
R1年度	宇治市(4月)、練馬区(4月)、東みよし町(4月)、町田市(5月)、狛江市(5月)、葛飾区(6月)、岡崎市(8月)、さいたま市(8月)、岸和田市(8月)、大田区(9月)、旭川市(11月)、札幌市(1月)、新宿区(2月)、品川区(2月)、東温市(2月)	15
R2年度	小海町(4月)、府中市(7月)、西東京市(7月)、藤沢市(8月)、合志市(10月)、瀬戸市(11月)、足立区(12月)、相模原市(12月)、とくのしま(徳之島町・天城町・伊仙町)(2月)、中間市(2月)、中野区(3月)	13
R3年度	座間市(6月)、豊田市(6月)、立川市(9月)、直轄地区(直方市・宮若市・鞍手町・小竹町)(11月)、霧島市(1月)、久留米市(3月)、摂津市(3月)	10
R4年度	小金井市(4月)、茅ヶ崎市(4月)、竹田市(4月)、目黒区(5月)、日向市(11月)、武蔵野市(12月)、豊後大野市(1月)、渋谷区(2月)、 <u>山形市(2月)</u> 、奄美市(2月)、吹田市(2月)、廿日市市(3月)	12
計		85

# 「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」(令和5年度)の概要

## 居住支援協議会の重要性と課題

- 市区町村の居住支援協議会は、関係者の連携等を図る地域のプラットフォームの機能を果たすほか、居住支援団体等と連携しながら居住支援サービスを提供するなど、地域の居住支援体制において特に重要な役割を担っている。
- そのため、住生活基本計画（令和3年3月）において、市区町村の居住支援協議会に関する成果指標を新たに策定するなど、その設立を促進することとしているが、令和4年度末時点で居住支援協議会を設立した市区町村は87市区町にとどまっている。

一方で、市区町村では設立に向けて様々な課題を抱えていることも・・・

(例) 居住支援協議会の設置に意欲はあるが関係者の合意が得られない/どうやって設立すればよいか分からない など

👉 **居住支援協議会の設立意向がある市区町村を募集し、ハンズオン支援を実施！**

👉 **市区町村の設立を支援する都道府県を募集し、支援を実施！**

## ■ 「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」の概要

部門	応募主体	採択予定	主な支援内容 ※個別状況に応じた支援を提供
設立部門 (①都道府県型)	<b>都道府県 又は 都道府県居住支援協議会</b> ※住宅部局・福祉部局の連名でも応募可能 ※複数市区町村の設立促進に取り組むことが要件	<b>2団体程度</b>	①有識者、国交省・厚労省職員等の派遣 (勉強会の講師、関係者との調整等)
設立部門 (②市区町村型)	<b>市区町村</b> ※住宅部局・福祉部局の連名でも応募可能 ※都道府県/居住支援法人との連名でも応募可能	<b>4団体程度</b>	②課題の相談及びアドバイス ③制度や他の協議会の事例、マニュアル、パンフレット等の情報提供
活性化部門	<b>居住支援協議会</b> ※都道府県/居住支援法人との連名でも応募可能		④第一線で活動されている行政職員や実務者の紹介 ※新型コロナウイルス等の状況に応じて、オンラインと対面を併用して支援。

# 居住支援協議会設立・運営の手引き

- 「住生活基本計画」の中で、成果指標として「居住支援協議会を設立した市区町村の人口カバー率」を25%⇒50%に設定。
- 各市区町村における居住支援協議会設立を支援・促進する目的で「居住支援協議会 設立・運営の手引き」を作成

## 居住支援協議会 設立・運営の手引き

### (1) 新たな住宅セーフティネット制度について

○我が国では、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保に配慮が必要な方が今後も増加する見込みですが、住宅セーフティネットの根幹である公営住宅については大幅な増加が見込めない状況にあります。一方で、民間の空き家・空き室は増加していることから、それらを活用した、新たな住宅セーフティネット制度が2017年10月からスタートしました。

#### ① 住宅確保要配慮者の入居を阻まない賃貸住宅の登録制度

#### ② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

#### ③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

**【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】**

国と地方公共団体等による登録と都道府県等の情報提供により、登録された賃貸住宅に住宅確保要配慮者（高齢者・障害者・子育て世帯）が登録され、都道府県等のマッチング・入居支援により、新たな住宅セーフティネット（登録住宅セーフティネット住宅）として入居支援を受ける。

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成27年4月6日公布 10月25日施行）

### (2) 事務局 事務局の担い手・担当職

○都道府県、市区町村いずれも事務局を「住宅部局」が担う割合は5割前後ですが、地域状況に応じて福祉部局が担う場合や外部に委託する場合もあります。

○いずれにしても、住宅部局と福祉部局の各部署に居住支援の担当者を置き、連携をスムーズに進められるような体制づくりが求められます。

○また、都道府県は6.8%、市区町村では18.0%では、複数の団体に協議して事務局を設置しています。

○事務局の9割で職員が他の業務と兼任していますが、専任職員を置いているところもあります。

**都道府県居住支援協議会**

- 行政の住宅部局、行政外の建築・住宅確保団体等が事務局を担う割合を高める必要がある。
- 住宅確保要配慮者に着目する機会が多い福祉関係の部署が担っているケースが増える。

**市区町村居住支援協議会**

- 地域の実情に合わせて様々な主体に事務局を設置される。
- 住宅確保要配慮者に着目する機会が多い福祉関係の部署が担っているケースが増える。

**事務局が担っている職** (N=94)

**事務局が担っている主体**

### (2) 相談対応 一物件の紹介方法

○あらかじめ協力登録された仲介業者・不動産業者に希望物件情報を送ることで、希望に合った物件が紹介される仕組みを設けていくこともあります。

○居住支援団体が入居希望者の希望を聞きながら、「居住支援バンク」に登録されている物件とマッチングをしたり、一緒に同行して不動産業者で物件を探すなどがあります。

○居住支援協議会から委託を受けた社会福祉協議会とNPO法人が、物件紹介と合わせて支援プランを提供するなど、物件紹介と生活支援サービスを組み合わせて提供している取組みもあります。

**事例 富岡市「居住支援バンクを活用した居住の安定・定着支援」**

■ 相談と物件紹介

- 希望者を登録してもらい、空き家を住宅確保要配慮者に紹介する仕組み。空き家バンクではなく居住支援バンクとしている。
- 相談者の希望を把握した後、協力店となっている市内の不動産業者3名に依頼する。
- 相談者の希望を把握した後、協力店となっている市内の不動産業者3名に依頼する。

■ 居住支援団体

- 登録された団体で、要配慮者の入居時の支援や入居後の生活のリポートまで、パッケージとして提供する。
- 居住支援団体は、居住支援協議会から活動費の補給を行う。

■ 居住支援バンク

空き家・空き室の確保

相談者 → 相談 → 物件紹介 → 物件紹介 → 物件紹介 → 物件紹介 → 物件紹介

### はじめに

「新たな住宅セーフティネット制度」が平成26年10月に創設されました。この創設は、増加する空き家・空き室を有効活用して、賃貸住宅の供給を増やし、安心して暮らすことのできるよう、地方公共団体の住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットの提供を促進することを、円滑な入居・居住のために必要な支援を行う取り組みを推進するものです。

地域での居住支援活動において、重要な役割を果たす主体が、居住支援協議会です。居住支援協議会は、事務局が協議推進体制を担い、安心して暮らすことのできるよう、地方公共団体の住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットの提供を促進することを、円滑な入居・居住のために必要な支援を行う取り組みを推進するものです。

地域での居住支援活動において、重要な役割を果たす主体が、居住支援協議会です。居住支援協議会は、事務局が協議推進体制を担い、安心して暮らすことのできるよう、地方公共団体の住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットの提供を促進することを、円滑な入居・居住のために必要な支援を行う取り組みを推進するものです。

事務局 国土交通省 居住支援協議会 調査ワーキング

住宅司 安心居住推進課長 藤田 一郎

委員長 白川 亮之 (日本大学文学部社会学部社会学科 教授)

### (3) 住宅確保要配慮者とは

○住宅確保要配慮者は、下記の法律で定める者に加え、法令に定められる者があります。さらに、地方公共団体が供給促進計画を定めることにより、住宅確保要配慮者を追加することができます。

#### 法律で定める者

- ① 低所得者 (月収15.8万円 (収入分位25%) 以下)
- ② 被災者 (震災後3年以内)
- ③ 高齢者
- ④ 障害者
- ⑤ 子ども (高校生未満まで) を養育している者
- ⑥ 住宅の確保に特に配慮を要するものとして国土交通省令で定める者

#### 国土交通省令で定める者

- ・外国人等 (条約や協定に、居住の確保に関する規定のある者を指しており、外国人のほか、中国国籍持人、児童虐待を受けた者、ハンセン病高病原力患者、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、矯正施設受刑者、生活困窮者など)
- ・東日本大震災等の大規模災害の被災者 (震災後3年以上経過)
- ・都道府県や市区町村が供給促進計画において定める者

※地域の実情等に即して、海外からの引揚者、新築世帯、母子寡婦世帯、若年層、児童福祉施設受刑者、LGBT、U・Iターンによる転入者、これらの権利を有する必要がある生活支援を行う必要がある者など考えらる。

### コラム 国土交通省による「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」

○国土交通省は、市区町村居住支援協議会の設立・活性化促進のため、令和元年度より、居住支援協議会伴走支援プロジェクトを実施しています。

○居住支援協議会の設立趣旨は「関係者の合意が得られていない。また、関係者の合意は得られているがどうやって設置するかがわからない」といった市区町村等を対象とし、ハズオン支援を実施。課題や対応策等のノウハウを整理することをしています。

**令和元年度「居住支援協議会伴走支援プロジェクト」の概要**

実施主体	役割
都道府県 (含都庁 主導型)	設立部門 (含都庁) 協賛 協賛
市区町村 (含行政 主導型)	設立部門 (含行政) 協賛 協賛
市区町村と居住支援法法人の連立型	設立部門 (含市民 共同型) 協賛 協賛
居住支援協議会 (含市民 共同型)	設立部門 (含市民 共同型) 協賛 協賛
居住支援協議会 (含市民 共同型)	設立部門 (含市民 共同型) 協賛 協賛
居住支援協議会 (含市民 共同型)	設立部門 (含市民 共同型) 協賛 協賛

■ 実施の経緯

居住支援の必要性を認識し、課題の明確化・情報共有を進む/行政住宅・福祉関係、民間関係機関によるネットワークの構築/設立準備段階で協議会を立ち上げる

瀬戸市でのケース検討会 岡崎市でのケース検討会

### (2) 相談対応 一相談員の職種

○相談業務における相談員は「行政職員」「宅地建物取引士」が多くを占めています。福祉系も必要さまざまな職種が担当しています。

○住宅確保要配慮者は、住まい以外にも複数の問題を抱えていることが少なくないため、「社会福祉士」や「社会福祉協議会職員」など福祉系の専門職を担うチームで対応している例もあります。

○相談員の養成を目的としたセミナーや、マニュアルを作成するところもあります。

**DATA 居住支援協議会を実施している相談事業における相談員の職種 (N=94)**

**事例 富岡市「職種の幅が相談に広がる」**

- 福祉関係者、不動産関係者、行政の三者がチームになって相談に対応する。相談員は、福祉系だけでなく、不動産関係者、行政関係者、民間関係者など、幅広い職種が活躍している。
- 職種の幅が広がることで、多岐に渡る多くの相談に対応することが可能。

国土交通省のHPで公表  
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/content/001403680.pdf>

## 最近の動向

---

### 検討会の概要

#### 【趣旨】

生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親世帯、刑務所出所者などの住宅の確保に配慮を要する方々（住宅確保要配慮者）が安心して生活を送るためには、生活の基盤となる住まいを確保することが重要であり、今後の単身高齢世帯等の増加により、住宅確保要配慮者の居住ニーズは高まることが見込まれる。

このため、厚生労働省、国土交通省、法務省の3省合同による本検討会を設置し、住宅確保要配慮者の円滑な住まいの確保や、住宅政策と福祉政策が一体となった居住支援機能等のあり方について検討する。

#### 【事務局】

厚生労働省、国土交通省、法務省

### 検討項目

- 住宅確保要配慮者のニーズに対応した住宅を確保しやすくする方策
- 住宅確保要配慮者が円滑に入居でき、かつ適切な支援につなげるための方策
- 入居後の生活支援まで含めた、住宅確保要配慮者に対する居住支援機能のあり方
- 大家等が安心して貸せる環境整備のあり方

### スケジュール

令和5年7月3日第1回検討会を開催。9月21日第4回これまでの議論の整理（中間とりまとめ素案）年内に、第5回中間とりまとめ案を予定。

### 委員等（順不同、敬称略）◎座長

#### 【委員】

- ◎大月 敏雄 東京大学大学院工学系研究科 教授
- 井上 由起子 日本社会事業大学専門職大学院 教授
- 常森 裕介 東京経済大学現代法学部 准教授
- 中川 雅之 日本大学経済学部 教授
- 三浦 研 京都大学大学院工学研究科 教授
- 矢田 尚子 日本大学法学部 准教授
- 奥田 知志 (一社)全国居住支援法人協議会共同代表 副会長  
NPO法人抱樸 理事長
- 早野 木の美 (公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
- 荻野 政男 (公財)日本賃貸住宅管理協会 常務理事
- 岡田 日出則 (公社)全国宅地建物取引業協会連合会 理事
- 三好 修 (一社)全国居住支援法人協議会共同代表 副会長  
(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会 前会長
- 出口 賢道 (公社)全日本不動産協会 常務理事
- 金井 正人 社会福祉法人全国社会福祉協議会 常務理事
- 稲葉 保 更生保護法人全国更生保護法人連盟 事務局長
- 林 星一 座間市福祉部参事兼福祉事務所長兼地域福祉課長
- 加藤 高弘 名古屋市住宅都市局住宅部長

#### 【オブザーバー】

- 独立行政法人 都市再生機構
- 独立行政法人 住宅金融支援機構

# 住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会 これまでの議論の整理（中間とりまとめ素案）の概要

## 1. はじめに

住宅セーフティネットの機能を一層強化するため、国土交通省、厚生労働省、法務省が連携し、多様な主体が協働して取り組む仕組みの構築や、制度の充実・見直し、補助、税制等幅広い方策について検討すべきである。

## 2. 現状・課題

### 住宅確保要配慮者（賃借人）を取り巻く現状・課題

- 人口減少が進む一方、高齢者（特に75歳以上）は増加。単身の高齢者は2030年には800万世帯に迫る見通し。  
※75才以上人口 約1,613万人（2015年）→ 約2,288万人（2030年推計）
- 住宅確保要配慮者（以下「要配慮者」）は、住宅に困っているだけでなく、複合的な課題を抱えている場合が多い。

### 大家（賃貸人）を取り巻く現状・課題

- 要配慮者の孤独死等への不安から、一定割合が拒否感を有している。  
※高齢者、障害者に対する大家の入居拒否感：約7割  
※高齢者の入居拒否の理由：居室内での死亡事故等への不安が約9割
- 民間賃貸住宅の空き家は増加傾向。民間ストックは単身世帯向けの比較的小さいものが多い。  
※空き家数は 約849万戸。そのうち賃貸用空き家は 約433万戸  
※住戸面積30㎡未満の民間賃貸住宅は約32%（公営住宅は1%）

### 現行の住宅セーフティネット制度の現状・課題

- ・ 居住支援法人716法人
- ・ 居住支援協議会 132協議会 うち、都道府県47（100%）市区町村90（5%）
- ・ 要配慮者専用の住宅やすぐに入居できる住宅が少ない（登録住宅約87万戸うち専用住宅5,357戸、登録住宅の空室率2.3%）
- ・ 登録住宅に低家賃の物件が少ない（家賃5万円未満は19%（東京都1%））

## 3. 方向性

福祉施策と住宅施策が連携し、行政も積極的に関与しつつ、相談に始まる一貫した支援体制を構築

要配慮者の特性に応じ、入居時のみならず入居中や退去時の対応の充実、その際、居住支援法人の効果的な活用

賃貸住宅の空き家・空き室が相当数あることを踏まえ、賃貸人の不安を解消しつつ住宅ストックを積極的に活用

## 4. 今後の取組（検討事項）

### ①住宅確保要配慮者（賃借人）への居住支援の充実

- 住宅部局と福祉部局の連携による総合的で地域に密着したハード、ソフトに関する情報提供・相談体制の構築・充実
- 居住支援協議会を積極的に活用し、入居前から退去時まで切れ目なく対応できる体制を整備
- 既存の福祉相談窓口等における住まいに関する相談・支援機能の強化・明確化
- 居住支援法人等が緩やかな見守りを行い、必要な福祉サービスにつなぐなど、伴走型のサポートを行う新たな住宅の仕組みの構築
- サブリース事業の円滑な実施を含め、居住支援法人が安定的に地域で必要な取組を行うための仕組み

### ②大家（賃貸人）が住宅を提供しやすい市場環境の整備

- 要配慮者に対する家賃債務保証制度の充実、緊急連絡先が確保できないなどの課題への対応
- 生活保護受給者への住宅扶助の代理納付の原則化
- 賃貸人が安心して住宅を提供できるための見守りなどの入居中サポートの充実
- 居住支援法人の関与など、孤独死した場合の残置物処理等の負担を軽減できる仕組み
- 終身建物賃貸借（死亡時に借家権が相続されない賃貸借）の対象住宅の拡大や事務手続きの簡素化

### ③住宅確保要配慮者のニーズに対応した住宅等の確保方策

- セーフティネット住宅の居住水準の見直し、改修費への支援の柔軟な運用等
- 公営住宅等の公的賃貸住宅との役割分担と公的賃貸住宅ストックの積極的活用
- 住宅だけではなく、地域における居場所（いわゆるサードプレイス）づくりの取組の推進

### ④地域における住宅・福祉・司法と連携した居住支援の体制づくり

- 基礎自治体レベルで関係者が連携し、各種制度や地域の取組・資源を活用した体制整備を推進
- 一人一人の様々な状況・課題に合わせた必要な支援を適切にコーディネートするための体制の検討
- 刑務所出所者等への見守り等の支援による賃貸人の理解と協力の拡大

## 參考資料

---



# 住宅確保要配慮者等に対する居住支援施策（見取り図）

対象者 支援施策	低所得者 (生活保護受給者含む)	高齢者	障害者	子育て世帯 (ひとり親・多子世帯)	DV被害者	児童養護施設 退所者	刑務所出所者等
関係者の連携	居住支援協議会(基礎自治体レベルの活動の充実)★						
ハード面の供給	生活困窮者自立支援制度(一時生活支援事業)★						
	保護施設★	特別養護老人ホーム★ 認知症高齢者グループホーム▲ 養護老人ホーム★ 軽費老人ホーム★ 有料老人ホーム★	障害者グループホーム (共同生活援助を行う場)▲		婦人保護施設● 婦人相談所一時保護所●	自立援助ホーム●	更生保護施設☆ 自立準備ホーム☆ (保護観察所に登録した NPO法人等の空き室)
	無料低額宿泊所	サービス付き高齢者向け住宅★	福祉ホーム★		母子生活支援施設★		
	公的賃貸住宅(公営住宅・地域優良賃貸住宅等)★						
民間賃貸住宅:①登録住宅(入居拒否しない住宅)★、②改修費補助・低所得者の家賃低廉化★							
連帯保証人・緊急 連絡先の確保	居住支援法人:①家賃債務保証●、②家賃債務保証保険						
	家賃債務保証会社(民間):①家賃債務保証会社を登録☆、②家賃債務保証保険						
	生活保護制度 (住宅扶助費)★			身元保証人確保対策 事業★(※3)	身元保証人確保対策 事業★(※3)	身元保証人確保対策 事業★	
生活困窮者自立支援制度(地域居住支援事業)★、不安定居住者に係る支援情報サイト及び総合相談窓口(=すまこま。)☆(※1)							
入居支援等 (相談、住宅情報、 契約サポート、 コーディネート等)	居住支援協議会★、居住支援法人●(※2)						
生活支援 の提供	生活困窮者自立支援制度 (住居確保給付金)★	地域支援事業▲ (高齢者の安心な住まい の確保に資する事業)	地域移行支援▲	ひとり親家庭住宅支援 資金貸付事業●		社会的養 護自立支 援事業★	生活環境の調整☆ 地域生活定着促進事業 (地域生活定着支援センター) (高齢者・障害者)●
	居住不安定者等居宅生活 移行支援事業★	(介護予防・日常生活支 援 総合事業)	地域生活支援拠点等 ▲	母子・父子 自立支援 員★	母子父子 寡婦福祉 資金貸付 金●	児童養護施設退所者等 に対する自 立支援資金 貸付事業●	更生保護施設による 通所・訪問等支援事業☆
	保護施設★	介護保険サービス▲	障害福祉サービス等 (自立生活援助・地域定 着支援・居宅介護等)▲	ひとり親家庭等 日常生活支援事業★		自立援助ホーム●	緊急的住居確保・自立支 援対策事業☆ (自立準備ホーム)
	無料低額宿泊所	日常生活自立支援事業 (認知症高齢者、知的障害者、精神障害者のうち 判断能力が不十分な人を対象)		ひとり親家庭等 生活向上事業★	母子生活支援施設★		更生緊急保護の実施☆
生活困窮者自立支援制度(地域居住支援事業)★							

**【施策】**      **【実際の措置等】**

■ : 国土交通省      ☆ : 国

■ : 厚生労働省      ★ : 都道府県、市町村

■ : こども家庭庁      ● : 都道府県

■ : 国土交通・厚生労働省      ▲ : 市町村

■ : 法務省

(※1) すまこま。は「入居支援等」について対応。  
 (※2) 居住支援協議会等活動支援事業により、国による直接補助を実施(R3より、住宅と福祉の連携強化促進のため、地方公共団体を補助対象に追加)  
 (※3) ひとり親及びDV被害者は、母子生活支援施設や婦人保護施設等の施設退所者に限る。

# 居住支援メールマガジンにご登録ください！！

- 国土交通省住宅局安心居住推進課では、2019年2月に**居住支援メールマガジン**を創設しました。
- 居住支援に役立つ情報を地域で居住支援に取り組む人々に直接配信しています！

## 登録方法

- ◆ご所属・お名前を記載いただき、下記アドレスまでご連絡ください。  
※配信停止・配信先変更も同じアドレスです。



[hqt-housing-support@mlit.go.jp](mailto:hqt-housing-support@mlit.go.jp)

## 誰でも配信できます！！

- ◆このメールマガジンでは、みなさまの活動についても配信しております。  
掲載希望の内容などございましたら、左記アドレス（登録と同じ）までご連絡ください！！

官・民、住宅・福祉問わず、**約2,000アドレス**が登録されています！！

- ◆過去のアーカイブ

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_fr3\\_000019.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr3_000019.html)